長野県施設課

YouTube（ユーチューブ ）運用方針

施設課

１　目的

長野県施設課の公式ユーチューブアカウント（以下、「本アカウント」）は、県有施設の整備や魅力に関する情報を広く伝えることを目的とする。

２　アカウント情報

YouTube（ユーチューブ）

https://www.youtube.com/channel/UCEnskGvSEJOPFIWdAjYeEbA/videos?view=0&sort=dd&shelf_id=0

３　運用者

長野県建設部施設課

４　発信内容

県有施設の工事中映像の紹介、完成した県有施設の紹介など

５　運用方法

（１）投稿について

ア　投稿は、施設課長の指定した職員が行うものとする。

イ　新たに投稿する内容は、原則として施設課長の承認後、掲載するものとする。

（２）意見や質問への対応

本アカウントの投稿に対するコメントやメッセージには、 原則として個別の回答はしない。

６　注意事項

利用者が本アカウントに対してコメントやメッセージを投稿する場合、以下のような投稿を禁じる。利用者が以下のいずれかに該当する判断をした場合は、利用者に断りなく、投稿等の全部又は一部を削除したり、利用者アカウントのブロック等の措置をする場合がある。

（１）公序良俗に反するもの

（２）法令等に違反しているもの、又は違反するおそれのあるもの

（３）犯罪行為を誘発又は助長するもの

（４）特定の個人・企業・団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの

（５）本人の許諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害する

もの
（６）人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
（７）政治活動及び宗教活動を目的とするもの
（８）広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
（９）運営者又は第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するおそれのあるもの
（10）有害なプログラムを使用しもしくは提供するもの又はそのおそれのあるもの
（11）記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
（12）他の利用者、第三者になりすますもの
（13）運営者の発信する内容に関係のないもの
（14）ユーチューブの利用規約に反するもの
（15）その他、当課が不適切と判断したもの

７　知的財産権

本アカウントに掲載される写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権は、当課又は正当な権利を有する者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

８　免責事項

（１）利用者が本アカウントの情報を用いて行う一切の行為について、当課は何ら責任を負うものではないものとする。
（２）本アカウントに 関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、本アカウントに関連して生じた利用者間と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、当課は責任を負わない。
（３）リプライの投稿にかかる著作権等は当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は当課に対して投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当課に対して著作権等を行使しないことを同意したものとする。
（４）上記のほか、本アカウントに関連して生じたいかなる損害についても当課は一切の責任を負わない。

９　運用方針の変更

この「運用方針」は、事前に告知なく変更する場合がある。

10　附則

本運用方針は、令和６年 10 月１日から施行する。